



# 宮 崎 県 公 報

平成20年1月15日(火曜日) 第 1946 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1	
告 示	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定……(障害福祉課) 1	
○保安林の指定予定の通知(4件)……(自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定( ) 2	
○道路の区域の変更(2件)……(道路保全課) 3	

公 告	
○道路の供用の開始(2件)……(道路保全課) 3	
○土砂災害警戒区域の指定(2件)……(砂防課) 4	
○地域森林計画の策定……(環境森林課) 5	
○地域森林計画の変更……( ) 5	
○大規模小売店舗の新設に関する届出(3件)……(地域産業振興課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(3件)……( ) 7	
○建設業法に基づく建設業者の変更の認可……(管理課) 9	
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……(都市計画課) 11	
○入札公告……11	
○落札者等の公告……11	

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年一月十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第一号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表四日柱支庁長の項中第四号の五を第四号の七とし、第四号の二から第四号の四までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次のように加える。

四の二 地域生活支援事業費等補助金交付要綱(平成十九年三月六日定め)に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関する事。

四の三 宮崎県障がい者自立支援給付費等負担金交付要綱(平成十九年十二月一日定め)に基づく負担金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関する事。

別表福祉事務所長の項中第三号の五を第三号の七とし、第三号の二から第三号の四までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次のように加える。

三の二 地域生活支援事業費等補助金交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関する事。

三の三 宮崎県障がい者自立支援給付費等負担金交付要綱に基づく負担金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関する事。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第11号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定

により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
調剤薬局くらはら	都城市	薬局	平成20年1月1日

### 宮崎県告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字餅ヶ瀬田尾乙 134-13
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字大山859-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字エラ山6754-3・北浦町三川内字木和田5609・5610(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第15号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字谷ノ口5737-1から5737-4まで、5737-11から5737-19まで、5737-27から5737-32まで、字家村道南5798-4から5798-6まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字谷ノ口5737-2・5737-4・5737-13から5737-18まで・5737-27から5737-31まで・字家村道南5798-4・5798-5(以上15筆について、次の図に示す部分に限る。)、字谷ノ口5737-3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和30年12月28日農林水産省告示第1067号、昭和31年6月14日農林水産省告示第359号、昭和31年10月4日農林水産省告示第76号、昭和32年8月12日農林水産省告示第687号、昭和33年3月25日農林水産省告示第209号、昭和33年7月4日宮崎県告示第285号、昭和40年12月18日農林水産省告示第1619号、昭和42年5月4日農林水産省告示第671号、昭和43年8月6日農林水産省告示第1182号、昭和43年11月13日農林水産省告示第1802号、昭和44年10月21日農林水産省告示第1568号、昭和46年3月22日農林水産省告示第561号、昭和46年3月29日農林水産省告示第706号、昭和52年5月10日農林水産省告示第476号、昭和53年5月4日農林水産省告示第522号、昭和55年3月6日農林水産省告示第281号、昭和55年8月26日農林水産省告示第1271号、昭和56年5月14日農林水産省告示第606号、昭和57年6月25日農林水産省告示第1063号、昭和58年7月19日農林水産省告示第1206号、昭和58年8月12日農林水産省告示第1423号、昭和58年12月8日農林水産省告示第2416号、昭和59年1月17日農林水産省告示第92号、昭和59年1月25日農林水産省告示第207号、昭和59年2月28日農林水産省告示第499号、昭和59年3月3日農林水産省告示第579号、昭和61年2月8日農林水産省告示第217号、昭和61年4月21日農林水産省告示第568号、昭和61年5月12日農林水産省告示第712号、昭和61年12月15日農林水産省告示第2001号、昭和62年7月31日農林水産省告示第1076号、昭和63年4月19日農林水産省告示第501号、昭和63年5月24日農林水産省告示第702号、昭和63年6月14日農林水産省告示第820号、昭和63年12月12日農林水産省告示第1999号、平成元年3月23日農林水産省告示第397号、平成元年6月19日農林水産省告示第800号、平成元年11月14日農林水産省告示第1501号、平成2年6月12日農林水産省告示第760号、平成2年6月18日農林水産省告示第797号、平成2年6月21日農林水産省告示第808号、平成2年8月15日農林水産省告示第1074号、平成3

年 3 月 18 日農林水産省告示第 345 号、平成 3 年 4 月 9 日農林水産省告示第 428 号、平成 3 年 5 月 13 日農林水産省告示第 601 号、平成 3 年 7 月 8 日農林水産省告示第 930 号、平成 3 年 8 月 19 日農林水産省告示第 1054 号、平成 4 年 12 月 17 日農林水産省告示第 1301 号、平成 4 年 12 月 17 日農林水産省告示第 1302 号、平成 5 年 10 月 4 日農林水産省告示第 1188 号、平成 5 年 12 月 2 日農林水産省告示第 1411 号、平成 6 年 1 月 12 日農林水産省告示第 50 号、平成 6 年 5 月 25 日農林水産省告示第 861 号、平成 7 年 3 月 20 日農林水産省告示第 441 号、平成 8 年 3 月 19 日農林水産省告示第 367 号、平成 8 年 3 月 19 日農林水産省告示第 368 号、平成 8 年 5 月 7 日農林水産省告示第 652 号、平成 8 年 5 月 7 日農林水産省告示第 653 号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 665 号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 667 号、平成 8 年 5 月 23 日宮崎県告示第 705 号、平成 8 年 5 月 23 日宮崎県告示第 706 号、平成 8 年 6 月 18 日農林水産省告示第 969 号、平成 8 年 12 月 5 日農林水産省告示第 1892 号、平成 10 年 3 月 16 日農林水産省告示第 405 号、平成 10 年 3 月 16 日農林水産省告示第 407 号、平成 10 年 3 月 16 日農林水産省告示第 409 号、平成 10 年 4 月 21 日農林水産省告示第 623 号、平成 10 年 5 月 25 日農林水産省告示第 832 号、平成 10 年 5 月 25 日農林水産省告示第 833 号、平成 10 年 7 月 31 日農林水産省告示第 1123 号、平成 10 年 8 月 25 日農林水産省告示第 1303 号、平成 10 年 9 月 17 日農林水産省告示第 1472 号、平成 10 年 11 月 30 日宮崎県告示第 1099 号、平成 11 年 2 月 1 日宮崎県告示第 94 号、平成 11 年 2 月 15 日農林水産省告示第 261 号、平成 11 年 2 月 15 日農林水産省告示第 262 号、平成 11 年 2 月 17 日農林水産省告示第 280 号、平成 11 年 3 月 9 日農林水産省告示第 415 号、平成 11 年 6 月 21 日宮崎県告示第 599 号、平成 11 年 6 月 21 日宮崎県告示第 600 号、平成 11 年 11 月 2 日農林水産省告示第 1471 号、平成 11 年 11 月 2 日農林水産省告示第 1472 号、平成 11 年 12 月 6 日農林水産省告示第 1562 号、平成 11 年 12 月 6 日農林水産省告示第 1563 号、平成 12 年 1 月 12 日農林水産省告示第 30 号、平成 12 年 3 月 17 日宮崎県告示第 225 号、平成 12 年 3 月 17 日宮崎県告示第 226 号、平成 12 年 6 月 12 日宮崎県告示第 537 号、平成 12 年 6 月 12 日宮崎県告示第 538 号、平成 12 年 6 月 12 日宮崎県告示第 539 号、平成 12 年 6 月 12 日宮崎県告示第 540 号、平成 12 年 9 月 4 日宮崎県告示第 816 号、平成 12 年 9 月 4 日宮崎県告示第 817 号、平成 12 年 11 月 27 日宮崎県告示第 1033 号、平成 12 年 11 月 27 日宮崎県告示第 1034 号、平成 13 年 2 月 1 日宮崎県告示第 97 号、平成 13 年 3 月 26 日宮崎県告示第 272 号、平成 13 年 3 月 26 日宮崎県告示第 273 号、平成 13 年 5 月 21 日宮崎県告示第 528 号、平成 13 年 6 月 21 日宮崎県告示第 665 号、平成 13 年 6 月 21 日宮崎県告示第 667 号、平成 13 年 7 月 19 日宮崎県告示第 760 号、平成 13 年 10 月 1 日宮崎県告示第 928 号、平成 13 年 10 月 1 日宮崎県告示第 929 号、平成 13 年 11 月 12 日宮崎県告示第 1031 号、平成 14 年 1 月 15 日宮崎県告示第 12 号、平成 14 年 2 月 21 日宮崎県告示第 77 号、平成 14 年 2 月 21 日宮崎県告示第 78 号、平成 14 年 3 月 28 日宮崎県告示第 138 号、平成 14 年 3 月 28 日宮崎県告示第 139 号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁・中部農林振興局・南那珂農林振興局・児湯農林振興局・東臼杵農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第17号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 1 月 15 日から平成20年 1 月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字坂元 713 番 11 地先から同市同町江平同字 716 番 3 地先まで	旧	9.0 ～ 16.0	79.0
				新	10.0 ～ 17.0	

## 宮崎県告示第18号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 1 月 15 日から平成20年 1 月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤谷線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字小馬場 2197 番 1 地先から同郡同町同大字字後川 2081 番口地先まで	旧	4.0 ～ 5.4	67.5
				新	4.0 ～ 10.4	

## 宮崎県告示第19号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 1 月 15 日から平成20年 1 月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字坂 元 713番11 地先から同 市同町江平 同字 716番 3 地先まで	平成20年 1 月15日

**宮崎県告示第20号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 1 月15日から平成20年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字小 馬場2197番 1 地先から 同郡同町同 大字字後川 2081番口地 先まで	平成20年 1 月15日

**宮崎県告示第21号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
	赤 木	I - 1 - 1274	急傾斜地の崩壊
	下猪の原	I - 1 - 1275	急傾斜地の崩壊
	樋の元	I - 1 - 1276	急傾斜地の崩壊
	赤 堀	I - 1 - 1277	急傾斜地の崩壊
	下猪の原 1	II - 1 - 6841	急傾斜地の崩壊
	久 保 1	II - 1 - 6874	急傾斜地の崩壊
	久 保 2	II - 1 - 6875	急傾斜地の崩壊

美 郷 町	赤堀谷川	09- 423- 1 - 037	土 石 流
	内の口谷川	09- 423- 1 - 038	土 石 流
	赤木谷川	09- 423- 1 - 039	土 石 流
	樋の元谷川	09- 423- 2 - 041	土 石 流
	赤木谷川 1	09- 423- 2 - 044	土 石 流
	赤木谷川 2	09- 423- 2 - 045	土 石 流
	下名木 ①	I - 1 - 1268	急傾斜地の崩壊
	上名木 (1)	I - 1 - 1267	急傾斜地の崩壊
	上名木 (2)	I - 1 - 1267	急傾斜地の崩壊
	上名木 (3)	I - 1 - 1267	急傾斜地の崩壊
	名木谷川	09- 423- 1 - 033	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第22号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
南 郷 町	池 田	I - 1 - 0373	急傾斜地の崩壊
	中 央 町	I - 1 - 0374	急傾斜地の崩壊
	柳ヶ谷	I - 1 - 0375	急傾斜地の崩壊
	鳥 越	I - 1 - 0377	急傾斜地の崩壊
	内 関 戸	I - 2 - 0028	急傾斜地の崩壊
	大 谷	I - 2 - 0029	急傾斜地の崩壊
	下中村- 1	II - 1 - 4603	急傾斜地の崩壊
	栄松 - 5	II - 1 - 4629	急傾斜地の崩壊
	大 谷 沢	02- 322- 1 - 025	土 石 流
	矢越谷川	02- 322- 1 - 026	土 石 流
	西矢越谷川	02- 322- 1 - 027	土 石 流
	南矢越川	02- 322- 2 - 014	土 石 流
	野 迫	I - 1 - 0379	急傾斜地の崩壊
	柿 原	I - 1 - 0381	急傾斜地の崩壊
	中 栄 松	I - 1 - 0382	急傾斜地の崩壊
	鼓ヶ嶽	I - 1 - 0383	急傾斜地の崩壊
	下 栄 松	I - 1 - 0384	急傾斜地の崩壊
	下 栄 松 2	I - 1 - 0385	急傾斜地の崩壊
	矢越 - 1	I - 1 - 3130	急傾斜地の崩壊
	栄松 - 1	I - 1 - 3131	急傾斜地の崩壊
栄松 - 4	II - 1 - 4628	急傾斜地の崩壊	
知 田 沢	02- 322- 1 - 028	土 石 流	
社 宅 谷 川	02- 322- 1 - 029	土 石 流	
社 宅 谷 沢	02- 322- 1 - 030	土 石 流	
上 東 谷	02- 322- 1 - 037	土 石 流	
下中村 1	02- 322- 1 - 038	土 石 流	
下中村 2	02- 322- 1 - 911	土 石 流	

門脇谷川	02-322-1-912	土 石 流
柿原谷川	02-322-1-913	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

## 公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、次の地域森林計画を平成19年12月28日付けで定めたので公表する。

平成20年 1 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 地域森林計画の名称  
大淀川地域森林計画
- 地域森林計画の計画の期間  
平成20年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局及び宮崎県西諸県農林振興局
- 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 4 項の規定により、次の地域森林計画を平成19年12月28日付けで変更したので公表する。

平成20年 1 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 地域森林計画の名称  
五ヶ瀬川地域森林計画、広渡川地域森林計画、耳川地域森林計画及び一ツ瀬川地域森林計画
- 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 1 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス西都調殿店  
西都市大字調殿字堀の内1050番地 1 外 4 筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年 8 月 21 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,261㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側及び西側 47台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 9 台、建物西側 8 台、  
建物敷地西側 20台 合計 37台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 50㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 11.49㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分～午後10時30分
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地南側 2 箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後10時
- 届出年月日  
平成19年12月20日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
  - 期間  
平成20年 1 月 15 日から平成20年 5 月 15 日まで
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - 期間  
平成20年 1 月 15 日から平成20年 5 月 15 日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本

から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) イオンモール都城  
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹  
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1号  
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年9月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
24,000㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 570台、建物敷地南側 95台、  
建物3階部 402台、建物R階部 583台  
合計 1,650台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 (No.1) 75台、建物南側 (No.2) 10台、  
建物南側 (No.3) 10台、建物南側 (No.4) 60台  
合計 155台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 170㎡、建物北側 255㎡、建物東側 102㎡  
合計 527㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 86㎡、建物内北側 156㎡  
合計 242㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時00分～午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地西側 1箇所(出入口)、南側 2箇所(出入口)、  
東側 1箇所(出入口)、  
建物敷地南側駐車場北側 1箇所(出入口)、  
東側 1箇所(出入口)、南側 2箇所(入口・出口)  
合計 8箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
建物西側 24時間  
建物北側 午前6時～午後10時  
建物東側 午前6時～午後10時
- 8 届出年月日  
平成19年12月21日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

- (2) 期間  
平成20年1月15日から平成20年5月15日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - (2) 期間  
平成20年1月15日から平成20年5月15日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド宮崎花ヶ島店  
宮崎市花ヶ島町瀬々町2600 外38筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 坂本修二  
東京都港区芝三丁目22番8号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年8月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,621㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物内ピロティ 138台、建物南側 17台、  
建物敷地北東側 55台、建物敷地東側 106台、  
建物敷地南側 35台  
合計 351台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 125台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物内北側 313.02㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物北側 64.605㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

<p>開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時30分～午後10時30分</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物内ピロティ駐車場西側 1 箇所、東側 2 箇所、 建物南側駐車場南側 1 箇所、 建物敷地北東側駐車場西側 1 箇所、 建物敷地東側駐車場西側 2 箇所、 建物敷地南側駐車場北側 1 箇所 合計 8 箇所</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 8 時～午後10時</p>	<p>3 変更する年月日 平成19年10月13日</p> <p>4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 理事長 大久保弘幸 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 理事長 大久保弘幸 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号</p> <p>(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,780㎡</p> <p>(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p>
<p>8 届出年月日 平成19年12月19日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所</p> <p>(2) 期間 平成20年 1 月15日から平成20年 5 月15日まで</p>	<p>① 駐車場の位置及び収容台数 建物南東側 81台、建物屋上 93台 合計 174台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 (No.1) 12台、建物南東側 (No.2) 9台、 建物南東側 (No.3) 7台 合計 28台</p> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 66.0㎡</p> <p>④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 (No.1) 18㎡、建物北東側 (No.2) 18㎡、 建物北東側 (No.3) 6㎡ 合計 42㎡</p>
<p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p> <p>(2) 期間 平成20年 1 月15日から平成20年 5 月15日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後 8 時</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時30分～午後 8 時30分</p> <p>③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時～午後 8 時</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年 1 月15日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	<p>5 届出年月日 平成19年10月12日</p> <p>6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所</p> <p>(2) 期間 平成20年 1 月15日から平成20年 5 月15日まで</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき小林店 小林市大字真方字南小林原 459番地</p> <p>2 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>(変更前) 建物南東側駐車場 北東側 1 箇所（出入口）、 南西側 1 箇所（出入口） 建物屋上駐車場 北東側 1 箇所（出口） 合計 3 箇所</p> <p>(変更後) 建物南東側駐車場 北東側 1 箇所（出入口）、 南西側 2 箇所（入口・出口） 建物屋上駐車場 北東側 1 箇所（出口） 合計 4 箇所</p>	<p>7 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p> <p>(2) 期間 平成20年 1 月15日から平成20年 5 月15日まで</p> <p>8 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 カリーノ宮崎  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (変更前) 壽屋宮崎店  
 宮崎市橋通東四丁目8街区1号  
 (変更後) カリーノ宮崎  
 宮崎市橋通東四丁目8番1号
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (変更前) 16,899㎡  
 (変更後) 12,356㎡
  - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数  
 (変更前) 建物敷地北東側駐車場 217台  
 建物敷地北側立体駐車場 580台  
 合計 797台  
 (変更後) 建物敷地北東側駐車場 217台  
 建物敷地北側立体駐車場 134台  
 合計 351台
    - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
      - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
 (変更前) 閉店時刻 午後8時  
 (変更後) 閉店時刻 午後12時
      - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分～午後8時30分  
 (変更後) 午前9時30分～午前0時30分
- 3 変更する年月日  
 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成19年10月22日  
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成19年10月22日  
 大規模小売店舗内において小売業を行う者の閉店時刻  
 平成19年10月22日  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 平成19年10月22日  
 駐車場の位置及び収容台数 平成20年6月19日
- 4 上記2の変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社アスト 代表取締役 馬場英治  
 熊本県熊本市安政町1番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井眞一  
 熊本県熊本市御領五丁目1番80号  
 株式会社マルシヨク 代表取締役 菊池俊勝

大分県大分市東春日町13番11号  
 有限会社ミノリ 代表取締役 道休真二  
 宮崎市橋通西二丁目5番28号  
 有限会社一平 代表取締役 村岡浩司  
 宮崎市松山一丁目8番8号  
 ヘリオス株式会社 代表取締役 安藤邦夫  
 愛知県名古屋市長生町55番地  
 山岡博志  
 宮崎市吉村町別府原甲1671番地13  
 エフ・マニース株式会社 代表取締役 関根一徳  
 神奈川県横浜市神奈川区神大寺一丁目22番10号

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ① 駐輪場の位置及び収容台数  
 建物敷地北東側駐車場西側 80台  
 建物西側 66台  
 合計 146台
  - ② 荷さばき施設の位置及び面積  
 建物北側 100.8㎡
  - ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 建物内北側 61.65㎡、建物北側 4.80㎡ 合計 66.45㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 午前10時
  - ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 建物敷地北東側駐車場 東側1箇所  
 建物敷地北側立体駐車場 東側1箇所(入口)、  
 西側1箇所(出口)  
 合計 3箇所
  - ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時～午後10時

- 5 届出年月日  
 平成19年10月18日
- 6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所
  - (2) 期間  
 平成20年1月15日から平成20年5月15日まで
- 7 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - (2) 期間  
 平成20年1月15日から平成20年5月15日まで
- 8 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ宮崎花ヶ島  
宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内 2 街区 6 画地 外17筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和リース株式会社 代表取締役社長 梶本六夫  
大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番36号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) A 棟西側 30台、E 棟西側 30台、  
C 棟東側 20台、北東側敷地東側 48台  
合計 128台  
(変更後) A 棟西側 30台、E 棟東側 30台、  
C 棟東側 20台、北東側敷地東側 48台  
合計 128台
- ② 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 西側敷地 A 棟北側、建物内北側 131.9㎡  
西側敷地 B 棟東側 12.5㎡  
東側敷地 C 棟北側、建物内東側 78.9㎡  
東側敷地 D 棟東側 44.5㎡  
合計 267.8㎡  
(変更後) 西側敷地 A 棟北側、建物内北側 131.9㎡  
西側敷地 B 棟東側 12.5㎡  
東側敷地 C 棟西側、建物内東側 83.7㎡  
東側敷地 D 棟東側 44.5㎡  
合計 272.6㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 西側敷地駐車場 西側 1 箇所、北側 1 箇所、  
東側 1 箇所、南側 1 箇所  
東側敷地駐車場 西側 2 箇所、北側 1 箇所、  
東側 2 箇所  
北東側敷地駐車場 西側 1 箇所  
合計 10箇所

- |               |  |
|---------------|--|
| (変更後) 西側敷地駐車場 | 西側 1 箇所、北側 1 箇所、<br>東側 1 箇所、南側 1 箇所          |
| 東側敷地駐車場       | 西側 2 箇所、北側 1 箇所、<br>東側 2 箇所（うち 1 箇所<br>位置変更） |
| 北東側敷地駐車場      | 西側 1 箇所                                      |
| 合計            | 10箇所   |

- 4 変更する年月日  
平成19年11月17日
- 5 変更する理由  
飲食店舗（E 棟）の位置及び形態を変更することに伴い、東側敷地飲食店舗西側駐輪場を飲食店舗東側に移動、東側敷地物販店舗（C 棟）北側の荷さばき施設を西側に移動するとともに、大きさを変更する。  
また、東側敷地駐車場出入口の一部についても位置を北側に移動する。
- 6 届出年月日  
平成19年11月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所  
(2) 期間  
平成20年 1 月15日から平成20年 5 月15日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課  
(2) 期間  
平成20年 1 月15日から平成20年 5 月15日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第 100号	坂東塗工(株)	坂東 照造	宮崎県宮崎市江平東 1-7-42	一般	とび・土工工事業、鋼構造物工事業	平成19年11月19日付けで廃業した旨の届	平成19年11月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 741号	後藤工業(株)	後藤 昭一郎	宮崎県西都市大字三宅 4015	一般	管工事業	平成19年11月29日 "	平成19年11月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1162号	(有)押川建設	小田切 正利	宮崎県西都市大字藤田 1371-3	一般	管工事業	平成19年11月13日 "	平成19年11月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第1666号	丸山工務店	丸山 敏明	宮崎県宮崎市中西町 1	一般	建築工事業、大工工事業	平成19年11月27日 "	平成19年11月27日 (全廃業)

			02-9				
宮崎県知事許可 (般-14)第1951号	(株)浅井建設	浅井 輝男	宮崎県都城市平江町25-11	一般	とび・土工事業、 ほ装工事、水道施設 工事	平成19年11月 22日付けで廃 業した旨の届	平成19年11月22日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-18)第2119号	不二建設(株)	佐藤 雄二	宮崎県延岡市平原町1-79-4	特定	土木事業	平成19年11月 27日 "	平成19年11月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第3113号	(有)山輝建設	山田 忠勝	宮崎県宮崎市大字芳士964-4	一般	土木事業、建築工 事業、大工事業、 とび・土工事業、 ほ装工事、水道施 設工事	平成19年11月 27日 "	平成19年11月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第4111号	(有)丸和	房野 孝栄	宮崎県都城市山之内町花木190-1	一般	大工事業	平成19年11月 1日 "	平成19年11月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第5054号	(有)花立技建	花立 満男	宮崎県串間市大字大平5819-45	一般	大工事業	平成19年11月 20日 "	平成19年11月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5456号	(有)丸誠産業	阿部 哲也	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区黒木634-5	一般	土木事業、とび・ 土工事業、管工事 業、ほ装工事、水 道施設工事	平成19年11月 15日 "	平成19年11月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5502号	(有)日豊建設	横山 雪夫	宮崎県都城市五十町2377-3	一般	土木事業、建築工 事業、大工事業、 とび・土工事業、 石工事業、管工事 業、ほ装工事、水 道施設工事	平成19年11月 5日 "	平成19年11月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第6358号	田原工業(株)	本田 信明	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代6365-1	一般	管工事業	平成19年11月 28日 "	平成19年11月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8131号	(株)高建	高橋 寛光	宮崎県延岡市伊形町4744-1	一般	土木事業、ほ装工 事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工 事業	平成19年11月 5日 "	平成19年11月5日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第8543号	(有)旭工業	山岡 義則	宮崎県宮崎市堀川町11-1	一般	消防施設工事	平成19年11月 20日 "	平成19年11月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-15)第10793号	(株)松元設備	松元 正次	宮崎県都城市早水町21-11-2	一般	左官事業	平成19年11月 29日 "	平成19年11月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第11544号	(有)翔瑛興業	渡邊 浩次郎	宮崎県延岡市紺屋町2-3-2	一般	塗装事業	平成19年11月 29日 "	平成19年11月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第11715号	牛ノ浜興業	牛ノ濱 由加志	宮崎県宮崎市吉村町江田原甲189-56	一般	屋根工事業、タイル ・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工 事業、内装仕上工 事業	平成19年11月 13日 "	平成19年11月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第11963号	(有)北洋建設	北村 晃一	宮崎県宮崎市田代町240	一般	とび・土工事業、 ほ装工事、水道施 設工事	平成19年11月 8日 "	平成19年11月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第12045号	(株)宮崎クボタ	藤原 清	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480-1	一般	機械器具設置工事	平成19年11月 16日 "	平成19年11月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第12258号	鈴木建築(株)	鈴木 一人	宮崎県日向市比良町4	一般	土木事業、とび・ 土工事業、管工事	平成19年11月 7日 "	平成19年11月7日 (一部廃業)

- 2

業、鋼構造物工事業、  
ほ装工事業、水道施  
設工事業

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 組合の名称

延岡市多々良土地区画整理組合

## 2 事務所の所在地

延岡市東本小路 2 番地 1

## 3 事業施行期間

平成18年 8 月21日から平成29年 3 月31日まで

## 4 施行地区（及び工区）

延岡市富美山町、岡富町及び古川町の各一部

## 5 設立認可の年月日

平成18年 8 月11日

## 6 変更認可年月日

平成20年 1 月 7 日

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 教職員業務用パソコン 340台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成20年 3 月28日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成19年宮崎県告示第 339号に規定する資格を有する者で、営業種目が文具・事務機類で種目がOA機器のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成20年 2 月18日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 期間 平成20年 1 月15日から平成20年 2 月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

(2) 期間 平成20年 1 月15日から平成20年 2 月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

## 5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

(2) 日時 平成20年 1 月30日午後 3 時

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

(2) 提出期限 平成20年 2 月25日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

## 7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟総務事務センター入札室

(2) 日時 平成20年 2 月26日午後 3 時

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

(1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Work Computers for Educators:340 Units

(2) Time limit for tender: 5:00.p.m.25 February 2008

(3) Contact point for the notice: Office Equipment Section Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-72 08

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 住民基本台帳ネットワークシステム宮崎県サーバ賃貸一式
  - (2) 住民基本台帳ネットワークシステム宮崎県サーバ運用管理支援
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県地域生活部市町村課行政担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年11月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額  
136,893,456円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成19年10月9日